

【家電リサイクル法対象品目の廃棄の仕方】

| ケース | 引渡先・持込先 | 必要な経費 | 支払方法 |
|--|--|----------------------------|--|
| 買い換える場合 (新しい家電製品を購入し、古いものを廃棄する。) | 小売店へ (買換えをするお店または過去にその家電を売ったお店が引き取ります。) | リサイクル料金 + 収集運搬料金 | 対象の小売店にお問い合わせください。 |
| 買換え以外の場合 (もらったものや、景品等) | 西都市粗大ごみ置場へ直接 個人搬入 (※2) | リサイクル料金 + 処理手数料 | 事前に郵便局にてリサイクル料金をお支払いのうえ、持ち込んでください。(※4、5) |
| | 指定引取場所 (※3)へ直接 個人搬入 | リサイクル料金 (収集運搬料金はかかりません) | 事前に郵便局にてリサイクル料金をお支払いのうえ、持ち込んでください。(※4、5) |

※1. 小売店が、自分のところで販売したもの以外を引き取っている場合もあります。

※2. ご自分で「西都市粗大ごみ置場」へ搬入できない方は、西都市が許可している一般廃棄物収集運搬許可業者を紹介させていただきますので、生活環境課(Tel.43-3485)までお問い合わせください。

※3. 遠方になりますが、宮崎市・延岡市・都城市の指定引取場所に直接搬入することもできます。

※4. 下記の別表(リサイクル料金及び特定家庭用機器廃棄物処理手数料)をご確認ください。

※5. リサイクル料金はメーカー、サイズ等で異なります。詳しくは一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。